

2015年7月23日（木）配信在クリチバ日本国総領事館メールマガジン 455号

日本国外務省は、海外渡航者に対し、動物検疫について注意すべき情報（感染症広域情報）を発売し、「海外安全ホームページ」に以下の通り掲載しましたので、お知らせ致します。

（内容）

夏季休暇時期に海外へ渡航されることがあると思いますが、海外の多くの国・地域では家畜の伝染性疾病である口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生・流行しており、特に、中国、韓国、台湾等の諸外国・地域においては、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生が相次いで確認されており、注意が必要です。

これらの疾病を日本国内へ持ち込まないよう、注意すべき対策について、以下のとおりお知らせします。

1 家畜の伝染性疾病を日本へ持ち込まないために、海外では、家畜を飼養している農場等への不要な立入りを避けるようにしてください。

海外で牛、豚、鶏などの家畜のいる場所に立ち入った方や日本国内で家畜に触れる予定のある方は、帰国時に空海港の手荷物引き取り場内にある動物検疫所カウンターに必ずお立ち寄りください。

また、入国時に動物検疫に関する質問票が配られたり、質問が行われることがありますので、ご協力をお願いします。

2 帰国時には、空海港において、すべての方を対象に靴底の消毒を実施していますので、消毒マットの上を歩いていただくようご協力をお願いします。

3 また、これらの伝染性疾病の発生している国からの肉製品の日本への輸入は禁止しており、発生していない国からであっても検査証明書が必要です。あらかじめご留意ください。

○参考情報

動物検疫所ホームページ

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

農林水産省ホームページ

「空海港における水際検疫の強化について」

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine\\_beefup.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html)

政府広報インターネットテレビ

「動物検疫・植物検疫～海外からの持ち込みに注意～」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg9589.html>

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関係課室連絡先）

○外務省領事局政策課（医療・健康関連情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2850

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>

（以上）